

庄内広域水道企業団訓令第1号

庄内広域水道企業団会計年度任用職員の任用等に関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団会計年度任用職員の任用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 庄内広域水道企業団の会計年度任用職員の任用等については、鶴岡市会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成22年鶴岡市訓令第16号）に規定する鶴岡市の会計年度任用職員の任用等の例による。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。